

## 世界科学データシステム国内推進会議規約

(名称)

## 第1条

本会議は、世界科学データシステム国内推進会議（以下、「本会議」という。）と称する。

(目的)

## 第2条

本会議は、国際科学会議（ICSU: the International Council for Science）に設置された組織「世界科学データシステム（WDS: World Data System）」の事務局活動に関する、国内関係機関等の有識者間での情報共有・連携の促進、支援方策の検討、世界科学データシステムの活動基盤の活用方策の検討等を行い、もって世界科学データシステムの目的の実現に向けた活動を推進する。

(構成員)

## 第3条

本会議は別に掲げる有識者により構成される。

- 2 本会議の座長は、互選により決定する。
- 3 座長は、必要と認める場合、構成員を追加・変更することができる。
- 4 本会議は構成員の2分の1以上の出席をもって成立する。
- 5 本会議の議事は、出席した構成員の過半数をもって決するものとする。

(幹事会)

## 第4条

本会議に幹事会を置く。

- 2 幹事会の代表幹事及び構成員は、座長が指名する。

(部会)

## 第5条

本会議は、本会議の運営上必要がある時は、部会を置くことができる。

- 2 部会の主査及び構成員は、幹事会が提案し、座長が承認する。

(事務局)

## 第6条

本会議の事務局は、独立行政法人情報通信研究機構に置く。

(雑則)

## 第7条

本規約に定めるもののほか、本会議の運営に関する事項その他必要な事項は、幹事会が提案し、本会議において議決する。

- 2 本規約は、本会議の議決にて改訂することができる。